

## 表面

# 個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて

平成28年1月より、介護保険に関する申請の際に、原則として個人番号（マイナンバー）の記載と、窓口での番号確認、本人確認、代理人の確認などが必要になっています。

また、個人番号（マイナンバー）を市で確認、記載する際、その可否における本人の意思表示のために各取り扱いにおける必要書類と併せて裏面の確認書をご提出いただきます。ご協力をお願ひいたします。

■ 本人が認知症などで意思表示能力が著しく低下している場合、個人番号欄は空欄のまま申請して下さい。

※成年後見人など法定代理人がいる場合、取り扱いは異なります。

本人に意思表示能力がある場合（申請を行うことが理解できる）の取り扱い

### ■ 本人が窓口に来て申請する場合 ■

申請の際にア～ウを持参してください

- ア. 個人番号カード・個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票のいずれか
- イ. 身分証明書（官公署が発行した写真付のものなら1種類。写真なしは2種類）
- ウ. 介護保険被保険者証（探しても見つからない場合は持参しなくても可）

### ■ 代理人が窓口に来て申請する場合 ■

申請の際にア～ウを持参してください

- ア. 申請者本人の個人番号カード・個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票のいずれか（コピー可。預かることが難しい場合は持参しなくてもよいですが、持参できなかった理由を窓口にてお尋ねします）
- イ. 代理人の身分証明書（官公署が発行した写真付のものなら1種類。写真なしは2種類）
- ウ. 申請者本人の介護保険被保険者証（原本）または委任状

※委任状の場合、委任先は窓口に来る個人にしてください（事業所を委任先にしない）。

※法定代理人（成年後見人など）の場合、委任状の代わりに、法定代理人であることが確認できる書面を持参してください。

※介護保険証原本、委任状のいずれも得られない場合は、申請者本人に対し官公署が一部のみ発行し、本人の氏名・住所・生年月日の確認ができるもの（健康保険証、資格確認書、介護負担割合証、負担限度額認定証など）を預かってきてください。

### ■ 郵送で申請する場合 ■

- ・差出人は申請者本人とし、特定記録郵便で郵送してください。
- ・申請書に個人番号を記載した時に確認したもの（個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票など）のコピーを同封してください。
- ・申請者本人の身分証明書（官公署が発行した写真付のものなら1種類。写真なしは2種類）のコピーを同封してください。

裏面

## 個人番号及び医療保険被保険者番号等の 記載等に関する確認書

年      月      日

被保険者

住 所

氏 名

私は介護保険に関する申請書類の記載に必要な個人番号(マイナンバー)及び医療保険被保険者番号等の取り扱いについて、下記のとおりとします。

※該当する下記の番号を○で囲んでください。

ア.個人番号(マイナンバー)について

- 市が記載及び確認をすることに同意します。
- 市が記載及び確認をすることに同意しません。
- 本人が認知症等で意思表示能力が低下しているため、同意を確認することができません。

イ.医療保険被保険者番号等について(要介護認定に関する申請において必要です)

- 市が記載及び確認をすることに同意します。
- 市が記載及び確認をすることに同意しません。
- 本人が認知症等で意思表示能力が低下しているため、同意を確認することができません。

※上記のどちらか一方でも3に該当する場合は、**太枠内**の記載もお願いいたします。

上記3に 該当する ことを確 認した方	住所または事業所名	
	氏名	(本人との関係 )

窓口来庁者(窓口来庁者が記入してください。)

住所または事業所名	(本人との関係 )	※確認書類(市記載欄)
氏名		<input type="checkbox"/> 運転免許証
本人との関係		<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 介護支援専門員登録証 <input type="checkbox"/> その他( )